

市報 取り戻そう、ふるさと石巻

5.15

MAY.2015

平成27年5月15日号
No.167 (5月15日発行)

いしのまき



主な内容

- P2・3 ---- 明日へと響け 復興のつち音
- P4・5 ---- 石巻市の復興まちづくり
- P6~8 ---- 震災復興情報・お知らせ

「今と未来、川とまち、アイデアとアイデアをつなぐこと」を理念にした仮設商業施設「橋通りCOMMON」が4月25日(土)にオープンしました。

「COMMON」は「みんなのもの、共有」という意味の英語で、コンテナやトレーラーハウスを活用した特色ある飲食、雑貨の6店舗が並んでいます。新しい地域の魅力の発見や、出会いを楽しみに多くの皆さんが訪れて、まちなかにぎわいを創り出しています。

防災「合言葉」受賞作品



石巻市イメージキャラクター

《優秀賞》

「ありえない」「まさか」を捨てて まず高台

雄勝中学校2年 遠藤 源秀

平成26年度石巻市学校防災推進会議

問 学校安全推進課 (内線5082)

消防署所の再編整備

市では、東日本大震災の影響に伴う消防署所の再編整備計画に基づき、消防署所の整備を進めています。



▶車庫屋上には大太陽光パネルと蓄電池設備が設置されています。



▲建物は、鉄筋コンクリート造2階建です。

2 石巻消防署西分署

(向陽町五丁目12-1)

蛇田地区の消防力強化を図るため、石巻消防署西分署が建設され、5月1日(金)から運用を開始しました。



▲消防ポンプ車や救急車等の計3台が配備されます。今後は写真左の車輛のような水槽付消防ポンプ車が配備される予定です。



▶当初は消防隊・救急隊の隊員等23人体制となり、今後隊員を増加していく予定です。

4 女川消防署牡鹿出張所



▶清崎運動公園入口付近に整備されます。本年度中の完成を目指しています。



▲建物は、鉄筋コンクリート造1階建となります。

3 (仮称)石巻東消防署



▲新渡波西土地区画整理事業地内に整備されます。完成目標年度は平成28年度です。



▲建物は、鉄筋コンクリート造2階建となります。ヘリポート等も整備されます。



▶現在は、土工事、基礎躯体工事が進められています。(4月撮影)

6 市立病院

▼平成28年夏ごろの開院を目指しています。



▲昨年10月に建設工事の安全祈願祭が行われ、工事が始まりました。(昨年11月撮影)



5 (仮称)石巻東学校給食センター



▲平成28年4月の稼働を目指しています。



▲災害時には、炊き出しの拠点となる予定です。

東日本大震災で大きな被害を受けた湊、渡波両学校給食センターを統合して新設する「(仮称)石巻東学校給食センター」の整備が進められています。

各地で施設の整備が進められています

明日へと響け 復興のつち音

このコーナーでは、石巻の復興や復旧の様子を紹介します



1 石巻中央公民館 (日和が丘一丁目2-7)



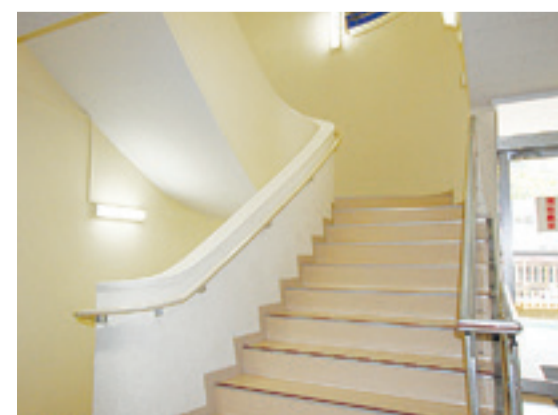
▲大ホールのステージは、木床が改修されました。



▲大ホールは、床や壁等が改修されました。天井の照明はLEDを採用しています。



▲廊下や階段部分等、1階の共用部分が改修されました。



▲トイレは全面改修されました。換気扇も一新しました。

耐震補強工事と部改修工事のため、昨年9月から休館となりましたが、工事が完了し、4月から一般利用が再開となりました。

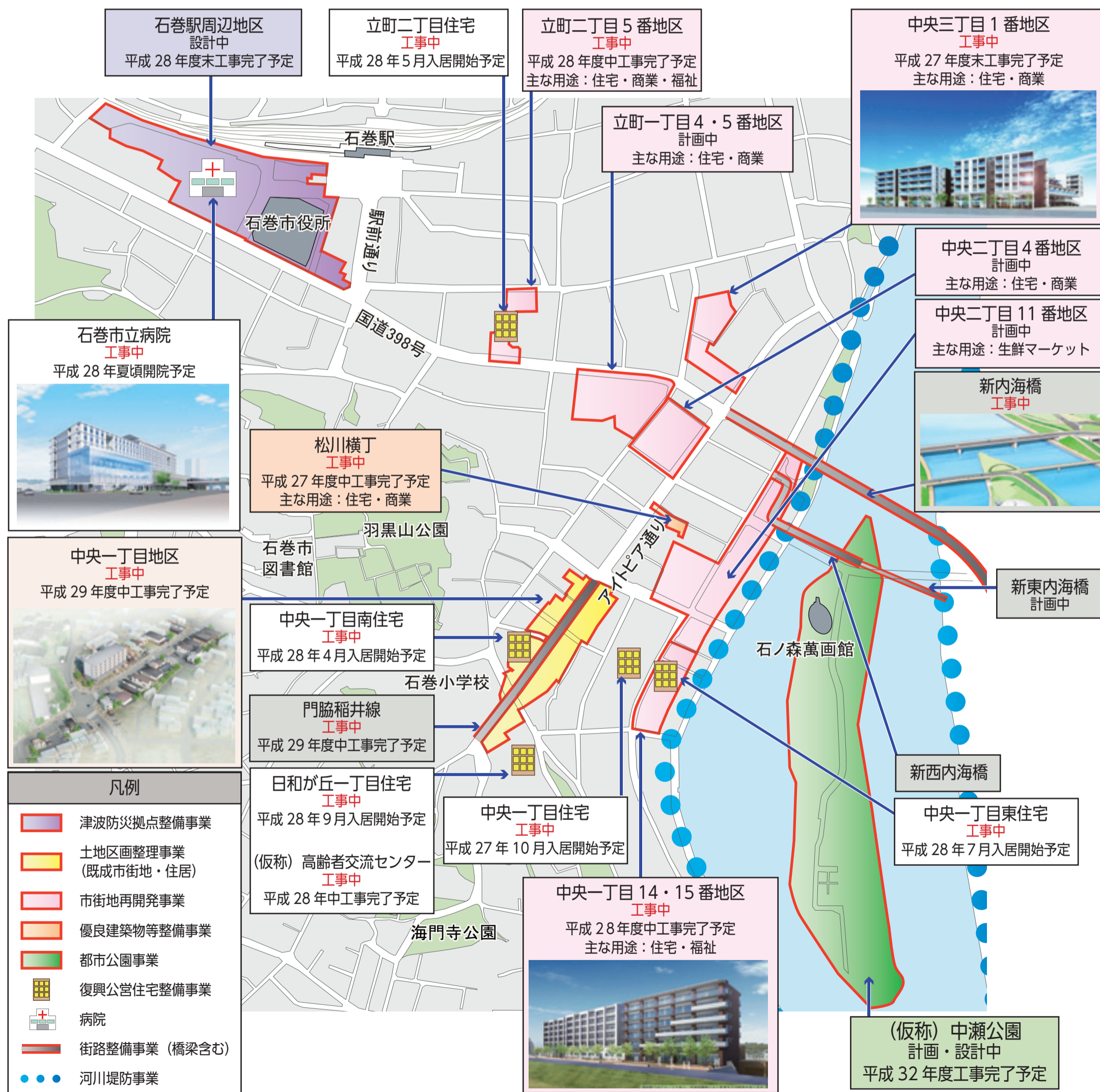
石巻市の復興まちづくり (第32回)

このコーナーは、今回からタイトルを変更し、主に復興事業の進捗のほか、市の今後のまちづくりに関する情報をお知らせします。

今回は、さまざまな工事が開始された中心市街地の復興まちづくりの姿を中心に紹介します。

中心市街地の復興まちづくりの姿

- ・市の中心市街地である石巻駅周辺や、中央、立町、中瀬では、中心市街地としての活力を取り戻すため、住宅のほか、商業や公園等の賑わいの場、病院や福祉施設を整備することとしています。
- ・復興公営住宅、病院、市街地再開発事業では、すでに工事を開始している地区も多く、復興事業が進んでいます。
- ・他地域に関しても、数カ月毎に1回、地域別の復興まちづくりの姿を紹介していきます。



中心市街地の復興まちづくりのための主な事業

市街地再開発事業

・中心市街地の復興にあたり、土地の有効利用を図りつつ、被災商店の再建や、被災者の生活再建の受け皿となる分譲住宅、公営住宅、福祉施設等を一体的に整備します。

該当地区：6地区

川まちづくりとの連携

・旧北上川沿いの2地区では、河川堤防と一体となった空間づくりを行います。



津波防災拠点整備事業

・都市の津波からの防災性を高める拠点であるとともに、被災地の復興を先導するための拠点となる市街地を形成します。

該当地区：石巻駅周辺地区

・石巻駅前に、医療・福祉・防災の拠点を創出します。

石巻駅周辺地区の主な施設

- ・市立病院
- ・(仮称) ささえあいセンター
- ・(仮称) 防災センター
- ・にぎわい交流広場
- ・歩行者デッキ

復興公営住宅整備の進捗状況 (平成27年3月末時点)

○市街地部 (全計画戸数 3,850戸)

工事着手率	61%(2,376戸)
工事完了率	24%(912戸)

○半島部 (全計画戸数 650戸)

工事着手率	7%(49戸)
工事完了率	3%(17戸)



市営新立野第二復興住宅 (4月入居開始)

仙石東北ラインに導入する車両展示会

5月30日(土)より新たに運転を開始する「仙石東北ライン」に導入されるディーゼルハイブリッド車両の展示会を開催します。



HB-E210系ディーゼルハイブリッド車両

石巻駅展示会	
とき	5月17日(日) 午前11時10分～午後0時10分
ところ	JR石巻駅4番線ホーム
定員	300人 [先着]
仙台駅展示会	
とき	5月16日(土) 午後3時～4時30分
ところ	JR仙台駅4番線ホーム
定員	300人 [先着]

※車両見学は無料ですが、ホームへの入場は有効な乗車券類または入場券をお求めください。
※観覧者が多数の場合は、入場を制限させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

☎・📍 JR東日本仙台支社 URL www.jr-sendai.com
📍 市地域振興課 (内線4246)

震災復興情報

皆さんに
伝えたい情報必要な手続き
はお早め困り事は
気軽に相談を内容を確認の
上お申し込みお楽しみ
イベント

プレハブ仮設住宅から退去される皆さんへ

自宅再建や賃貸住宅等への転居により、プレハブ仮設住宅から退去された方は仮設住宅返還届の提出が必要です。

プレハブ仮設住宅での生活実態がなくなった場合に、仮設住宅返還届を提出せずに所有物を置いたまま倉庫等として利用し続けることは入居契約違反となり、仮設住宅返還請求の対象となりますのでご注意ください。

プレハブ仮設住宅から引っ越した時は、仮設住宅コールセンター(☎92-5901)に連絡し、退去の立ち会い(物品チェック等)を受け、仮設住宅返還届を提出してください。

なお、雄勝、北上、牡鹿地区のプレハブ仮設住宅にお住まいの方が退去される場合は、各総合支所保健福祉課へ連絡願います。

☎ 生活再建支援課(内線4761~4768)



震災移転再建時に水道加入金が免除されます

石巻地方広域水道企業団では、震災で住居等を移転再建する方の負担軽減のため、特例措置として加入金を免除しています。

対象

給水区域内(石巻市・東松島市内)において、震災により住居等が被災した方で、移転再建する際に、新たな給水装置を設置すると同時に被災した場所の給水装置の廃止手続きをする方

※建売住宅や中古住宅等、すでに加入手続済の物件をご購入の場合は、免除の対象外となります。

免除期限

平成33年3月31日(水)

詳細は、石巻地方広域水道企業団ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

☎ 石巻地方広域水道企業団 ☎95-6707

URL <http://www.ishikousui.or.jp>



建築物等耐震対策助成事業

内容

(1) 危険ブロック塀等除却事業

通学路等の道路に面した高さ1メートル以上の危険なブロック塀等を除却等する場合、除却等費用の一部を助成します。

(2) 木造住宅耐震診断助成事業

昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法による3階建て以下の木造住宅の耐震診断を希望する場合、市で耐震診断士を派遣し、耐震診断および耐震改修計画作成費用の一部を支援します。

なお、構造が丸太組工法およびプレハブ工法の住宅や用途がアパート、長屋は対象外です。

(3) 木造住宅耐震改修工事助成事業

市の助成による耐震診断の実施後、耐震改修計画に基づき、耐震改修工事または建て替え工事を実施する場合、補助金を交付します。

なお、改修工事または建て替え工事は平成28年1月31日(日)までに完了することが必要です。

申込期間

5月18日(月)~12月11日(金) [先着]

※予算がなくなり次第終了します。

☎・☎ 建築指導課(内線5678)



石巻市復興公営住宅(借上型)入居者募集

退去により空き室となった住戸の募集です。

■対象

- ・東日本大震災で自宅が全壊の方
- ・東日本大震災で自宅が大規模半壊または半壊で解体を余儀なくされた方
- ・被災地における市街地整備事業等の実施により移転が必要となった方

※市外で被災された方も申し込みできますが、市内で被災された方の入居を優先します。

■受付期間

5月15日(金)~29日(金) 午前9時~午後5時(土日を除く)

※申込数が募集戸数に満たない場合または入居者が決定しなかった場合は、随時募集[先着]とします。

■必要書類

- ①申込書(押印が必要です)
- ②り災証明書の写し
- ③家屋の取り壊しを証明する書類の写し(り災判定が大規模半壊または半壊の方)
- ④抽選にあたり優遇する事項を証明する書類

※申込書一式はお返しできませんのでご了承ください。

■入居予定日

6月下旬~7月上旬

■募集する住宅

名称	市営 根上り松 復興住宅
所在地	湊字根上り松10-1
構造	鉄骨造 2階建て
戸数	1戸(2階)
間取り	1LDK(1人以上)
家賃月額	4,700円~40,600円

☎・☎ 市役所3階事前登録相談窓口(37番窓口)

(内線3981~3983) 専用ダイヤル☎90-8041・90-8042



復興公営住宅の事前登録をされた方へ

復興公営住宅の事前登録をされた方で、自宅を再建(賃貸住宅への入居を含む)された方や、他の再建方法により復興公営住宅へ入居されない方は、登録取り消しの手続きが必要となります。

また、入居時期にあわせて入居資格審査を行います。次に該当する方は復興公営住宅に入居できませんのでご注意願います。

- ・すでに居住できる家を確保されている方
- ・借家やアパートを所有している方
- ・市町村民税、固定資産税および軽自動車税を滞納している方
- ・過去に入居していた公営住宅で家賃等を滞納している方
- ・過去5年以内に迷惑行為等で公営住宅を退去させられた方
- ・家族を不自然に分割または合併している方
- ・暴力団員の方

☎ 市役所3階事前登録相談窓口(37番窓口)

(内線3981~3983) 専用ダイヤル☎90-8041・90-8042



住宅再建補助金の差額申請(要予約)

4月の制度改正により、東日本大震災被災者住宅再建事業補助金をすでに補修で受給されている方が、建て替えまたは移転等により新たに建設・購入を行った場合、1回に限り本事業で差額の申請をすることができます。

申請される方は電話で申請日時を予約してください。

なお、本補助金拡充(上限額および補助率の引き上げ)による差額申請の対象となっている方は、補助金拡充分の差額交付を受けてから、建設・購入に伴う差額申請をしてください。

☎・☎ 生活再建支援課(内線4762~4764)



相談あんない

●「災害復興住宅融資」無料相談会

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0パーセント)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

と き 5月29日(金)・30日(土)

6月26日(金)・27日(土)

午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

申・問 住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-086-353

午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

問 市生活再建支援課(内線3955)

要予約

●弁護士・社会福祉士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

- ・離婚・家庭内暴力・被災ローン減免制度・金銭貸借・解雇・パワハラ・未払賃金・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブル等

社会福祉士による相談内容

- ・生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れない等
ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

と き	ところ	相談時間	相談担当者
5月26日(火)	仮設渡波第2団地集会所 (渡波字沖六勺1-2)	午後1時～4時	弁護士 社会福祉士
5月28日(木)	仮設大橋団地集会所 (大橋1-1-3)	午前10時～午後4時	弁護士

※予約者優先(当日相談も可)

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも専門家による無料相談ができます。曜日により担当専門家が異なりますので、詳細は法テラス東松島にお問い合わせください。

申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3966)

●「住まいの復興給付金」申請相談会の開催

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅の所有者が、昨年4月の消費税率8パーセント引き上げ以降に、住宅を建築・購入または補修し、その後居住する場合に、消費税増税分相当最大約90万円(建設・購入時)の給付が受けられる制度です。

と き 5月29日(金)・30日(土)

6月26日(金)・27日(土)

午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

相談内容 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認等
※会場では申請書の提出はできません。

申・問 住まいの復興給付金事務局コールセンター

☎0120-250-460

午前9時～午後5時(土日・祝日を含む)

問 市生活再建支援課(内線3955)

●平成27年度「起業・経営・個別相談会」

石巻地域の会社経営者や個人事業者の経営課題の解決に役立つ、専門アドバイザーによる無料相談会です。新規創業相談から事業経営全般まで幅広いご相談に対応します。

と き 6月10日(水)・7月8日(水)・9月16日(水)・10月14日(水)

11月11日(水)・12月14日(月)

1月13日(水)・2月17日(水)・3月16日(水)

午前10時～正午または午後1時～3時

ところ 石巻ルネッサンス館1階アドバイザールーム(開成1-35)

申込方法 所定の申込用紙で実施日前日までにFAXで申し込みください。

※詳しくは、石巻産業創造(株)のホームページをご覧ください。

申・問 石巻産業創造(株) ☎92-1313 FAX 93-9397

URL <http://www.iss-net.jp/>

問 市産業推進課(内線3543)

要予約



復興特区による税制優遇制度のお知らせ

市では、復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。

対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税免除等の特例を受けることができますので、ぜひご利用ください。

※特例を受けるためには、市(または県)からの指定および事業実施状況の認定が必要です。

復興特区の種類	特区の名称(認定日)	対象区域	対象業種	受付・問い合わせ窓口
復興特区の種類	石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日)	中心市街地(中央、中瀬、立町、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部)	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業等	市商工課 (内線3525・3526)
	愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※平成24年9月28日 変更認定	田代、渡波、荻浜、雄勝、北上、牡鹿の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業等	市商工課 (内線3525・3526) 市雄勝総合支所地域振興課 ☎57-2111 市北上総合支所地域振興課 ☎67-2111 市牡鹿総合支所地域振興課 ☎45-2111
	民間投資促進特区 ものづくり産業版 (平成24年2月9日) ※平成26年2月28日 変更認定	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域等の一部	自動車や高度電子機械、食料品等の製造関連産業	県東部地方振興事務所 ☎95-1414
	民間投資促進特区 IT産業版 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、開成、蛇田の各地区の一部	情報サービス関連産業	県東部地方振興事務所 ☎95-1414
	民間投資促進特区 農業版 (平成24年9月28日)	渡波、稲井、蛇田、河北、河南、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製造業、宿泊業、飲食業等	市農林課(内線3559)

- ### 税制特例の内容
- ①新規立地促進税制
復興特区の認定日以降に新設された法人は、指定後5年間、法人税の課税が発生しない特例が受けられます。
 - ②特別償却または税額控除
指定を受けた日以降に取得等した事業用設備等について、特別償却または税額控除が受けられます。
 - ③法人税等の特別控除
被災雇用者等に対する給与等支給額の10パーセントを、税額の20パーセントを限度として指定後5年間、税額控除が受けられます。
 - ④研究開発税制の特例
指定を受けた日以降に取得等した開発や研究を目的とする資産について、即時償却と併せて12パーセントの税額控除が受けられます。
※①～③は、いずれか一つの選択適用となります。④は併用することができます。
 - ⑤地方税の特例
①、②、④の特例を受けた場合、法人事業税や不動産取得税、固定資産税の免除が受けられます。
特区の認定日以降で前年度以前に取得した対象資産は、固定資産税のみ免除が受けられます。

- ### 手続き
- ①指定事業者の指定申請・指定書の交付
 - ・所定の申請書等のほか、必要な資料を添えて市(または県)に申請してください。
 - ・必要な要件を満たしていると認められる場合、指定事業者として指定され、指定書が交付されます。
 - ②指定に係る事業の実施状況報告・認定書の交付
 - ・事業年度終了後、実施状況や収支決算等の実績を記載した実施状況報告書を提出してください。
 - ・事業を適切に実施していると認められる場合、認定書が交付されます。
 ※指定申請、実施状況報告に必要な申請書等様式は、ホームページからダウンロードできます。
 - ③国税、地方税窓口での手続き
 - ・認定書の交付を受けた後、税務署(国税)、県税事務所および市資産税課(地方税)で、特例を受けるための手続きを行ってください。

問 商工課(内線3525・2526)

地域包括ケアシステム推進実施計画の策定

お知らせ

地域包括ケアに関わる団体等で構成する石巻市地域包括ケア推進協議会によって「地域包括ケアシステム推進実施計画」が策定されました。

市では、この計画に基づいて、高齢者や被災者を中心に全ての市民の皆さんが住み慣れた地域で暮らし続けることができるような施策を展開していきます。

重点施策

①被災者の自立した生活の支援

主に「住まい・生きがいサポート」と「医療・介護サポート」を重点に支援します。

②市民主体の地域コミュニティづくり

地域課題の抽出、課題解決のスキルアップ、地域内での情報共有等を通して、「地域自治システム」の積極的な活用を推進し、地域の人材が持つ知恵や経験等を掘り起こし、人材や社会資源が不足する現場へ結び付けていきます。

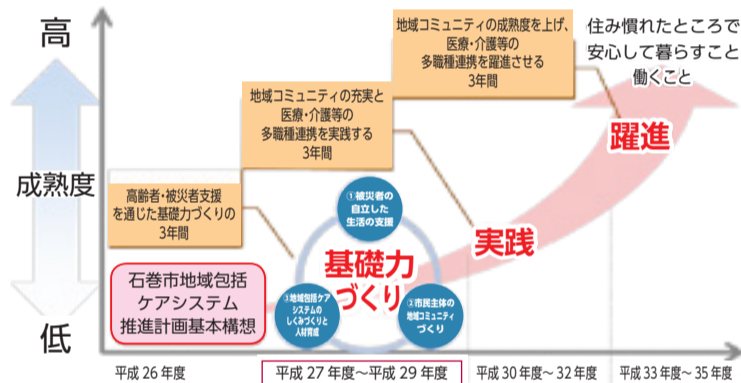
③地域包括ケアシステムの仕組みづくりと人材育成

講演会や研修会等の開催を通じて、地域包括ケアの多様な担い手を育成していきます。

- ・医療と介護の連携体制の強化を目指した多職種連携会議等
- ・全ての市民の皆さん向けの講演会
- ・各種専門職向けの個別研修会

※地域包括ケアシステム推進実施計画は、ホームページでご覧いただけます。

※「地域包括ケア」とは…住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される制度です。



問 包括ケア推進室 ☎98-5518

テレワーク1000プロジェクトお仕事説明会

お知らせ

市内に住んでいて仕事を探している皆さんに対して、説明会を開催します。パソコンとインターネットがあればいつでも自宅で仕事ができます。空いた時間を利用して働いてみませんか。

と き 5月19日(火)午後2時～4時(受付開始 午後1時40分)

と ころ 石巻公共職業安定所「ハローワーク石巻」
(泉町四丁目1-18)・石巻合同庁舎3階大会議室

申・問 石巻在宅就業支援センター ☎080-0800-3384
問 市商工課(内線3525)

お子さん連れでも参加
できます

石巻市行政手続条例の一部改正

お知らせ

行政手続条例の改正により、4月1日(水)から次の新しい行政手続が新設されました。

- ①行政指導を行う者は、その行政指導の根拠を明示しなければならない
 - ②法律または条例の要件に適合しない行政指導について、書面でその中止等を求めることができる
 - ③法律または条例違反を発見した場合に、書面で具体的な事実を示すことにより行政処分または行政指導をすることを求めることができる
また、行政手続法の改正により国の手続も同様に新設されています。
- ※手続の具体的な内容等、詳しくはホームページをご覧ください。

問 総務課(内線4036)

企業立地のための支援制度

お知らせ

市では、産業振興と雇用の拡大を図るため、市内に事業所等を新設、増設および移設した企業に助成金を交付します。

助成金を受けるためには業種や設備投資額、雇用人数等、一定の要件があるほか、操業開始の30日前までに申請が必要です。
詳しくはホームページをご覧ください。

問 産業推進課(内線3548)

災害危険区域内の市有地の貸し付け等を行います

お知らせ

地元の個人または法人を対象として、災害危険区域内の市有地で、市が使用する予定のない土地について貸し付けまたは売り払いを行います。

募集期限 12月21日(月)

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

※毎月20日(閉庁日の場合は翌閉庁日)を締切とし、複数の申請があった場合は抽選となります。

対 象 貸付等を希望する土地を有する地区に、東日本大震災発生時に住所をおいていた個人または所在地をおいていた法人等

申請方法 申請窓口で対象となる土地を確認の上、申請書等を持参してください。

申請窓口・対象となる土地

申請窓口	対象となる土地
用地管理課	渡波・祝田・佐須・小竹地区の土地
荻浜支所	荻浜地区の土地
各総合支所地域振興課	各総合支所管内の土地

※湊西地区・上釜南部地区・下釜南部地区の土地区画整理事業地内の土地、高上げを予定している土地および公共事業に供する土地等は募集の対象外となります。

※募集要項および申請書は用地管理課、荻浜支所および各総合支所地域振興課(河南・桃生を除く)で配布するほか、ホームページからダウンロードすることができます。

申・問 用地管理課(内線5463～5466)

荻浜支所 ☎90-2111

河北総合支所地域振興課 ☎62-2111

雄勝総合支所地域振興課 ☎57-2111

北上総合支所地域振興課 ☎67-2111

牡鹿総合支所地域振興課 ☎45-2111

石巻市津波避難ビル認定第12号

お知らせ

市では、津波発生時に浸水域外への避難が遅れた市民の皆さんの安全を確保するため、民間事業者等が設置する施設を活用し、沿岸部に津波一時避難場所の整備を進めています。

4月14日(火)にアムズガーデン石巻湊店(湊字根上り松1-1)の立体駐車場の2階部分を石巻市津波避難ビル第12号として認定しました。

なお、津波発生時には、津波浸水域外のより高い場所に避難してください。



問 防災推進課(内線4180)

表記の見方 申 申し込み 問 問い合わせ [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選 Eメール

電話番号案内

市役所 ☎95-1111 河北総合支所 ☎62-2111 雄勝総合支所 ☎57-2111 河南総合支所 ☎72-2111 桃生総合支所 ☎76-2111

北上総合支所 ☎67-2111 牡鹿総合支所 ☎45-2111 渡波支所 ☎24-0151 稲井支所 ☎95-2171 荻浜支所 ☎90-2111 蛇田支所 ☎95-1442

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1

☎0225-95-1111

FAX 0225-22-4995

開庁時間 午前8時30分～午後5時

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4023・4025) FAX0225-23-4340

次回発行は平成27年6月1日の予定です。

編集/印刷 (株)石巻日日新聞社

